○国土交通省令第一号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第一条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（受験手続） **第一条**　全国通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を観光庁長官に提出しなければならない。ただし、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が同項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合には、当該受験願書を機構に提出しなければならない。 2　（略） （試験の公示） **第二条**　全国通訳案内士試験を行う外国語の種類、期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、観光庁長官があらかじめ官報で公示する。 （試験の免除） **第三条**　法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。 一　（略） （削る） （削る） 二　総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者　日本地理 三　筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者として観光庁長官が定める者　当該科目 （合格証書の授与等） **第四条**　観光庁長官（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構。次項において同じ。）は、全国通訳案内士試験に合格した者に対し別記第一号様式による合格証書を、筆記試験に合格した者に対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。 2　（略） （合格者の公示） **第五条**　観光庁長官は、全国通訳案内士試験に合格した者の氏名を官報で公示する。	（受験手続） **第一条**　通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を観光庁長官に提出しなければならない。ただし、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が同項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合には、当該受験願書を機構に提出しなければならない。 2　（略） （試験の公示） **第二条**　通訳案内士試験を行う外国語の種類、期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、観光庁長官があらかじめ官報で公示する。 （試験の免除） **第三条**　法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。 一　（略） 二　一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者　当該外国語 三　一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者　当該試験が行われた後最初に行われる通訳案内士試験の当該外国語 四　旅行業務取扱管理者試験に合格した者　日本地理 五　筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者として観光庁長官が定める者　当該科目 （合格証書の授与等） **第四条**　観光庁長官（機構が試験事務を行う場合にあつては、機構。次項において同じ。）は、通訳案内士試験に合格した者に対し別記第一号様式による合格証書を、筆記試験に合格した者に対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。 2　（略） （合格者の公示） **第五条**　観光庁長官は、通訳案内士試験に合格した者の氏名を官報で公示する。